「エコツーリズム推進法施行規則(案)」に関する 意見募集(パブリックコメント)の結果概要

エコツーリズム推進法施行規則(案)に関する意見募集(パブリックコメント)について、概要を取りまとめましたので公表します。

1. 意見の募集方法

【意見募集期間】 平成20年1月31日(木)~平成20年2月29日(金)

【告知方法】 電子政府の総合窓口(e-gov)、環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】 郵送、ファクシミリ、電子メール

2. 意見募集の結果概要

【受付数】 2 通

電子メール	ファックス	郵送	合 計
2通	0通	0通	2通

【延べ意見件数】 13件

【意見内容の内訳】

1.	エコツーリズム推進法施行規則(案)に関する意見	5件
	(1)第3関係	1件
	(2) 第6関係	1件
	(3) その他の事項	3件
2.	その他(同施行規則(案)以外)の意見	8件

[※] 詳細は別添のとおり。

エコツーリズム推進法施行規則(案)に関する意見等の概要及び意見に対する考え方について

1. エコツーリズム推進法施行規則(案)に関する意見(5件)

(1) 第3関係(1件)

(- / > - >	14 1 - 1 1 7	VI NICHAIN VIII			
事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方		
特定自然観	県条例で環境関連の地区指定をされた地域であってエコツー		エコツーリズム推進法では、各市町村ごとに、全体構想の作		
光資源の指	リズム推進法第8条第1項ただし書の主務省令で定められて		成やこれに基づく特定自然観光資源の指定を行うこととして		
定	いない地域において、市町村が特定自然観光資源に指定する		います。これらについて、都道府県条例による規定とは整合		
	場合についての記載がない。		性をとられることが望ましいですが、具体的な調整は当該各		
			都道府県と各市町村との間でなされるものですので、施行規		
		1	則において特に記載することはしません。		
			市町村に対しては、必要に応じて、県条例で環境関連の地区		
			指定をされた地域等適切な保護がなされている地域との調整		
			を行うべきであることを国から周知することとします。		

(2) 第6関係(1件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
立入りの承	「農林水産業に関係する行為」の規定が曖昧。		御意見を踏まえ規定ぶりは工夫します。
認が不要な	特に、入会権等地域において慣行化した権利のある地域への		
行為	立入りをめぐり、トラブルが生じる懸念がある。水理管理の		
	為の行為等に制約が出ないよう、規定を明確化すべき。特定		
	自然観光資源にビジター利用者として立ち入る場合と、地域	1	
	生活者として立ち入る場合の扱いを分けるべき。地域生活者		
	によるコモンズ的行為を許しうる規定とはなっていない。		

(3) その他の事項(3件)

(3) ての他の争項(3件)			
事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
県条例の扱 い	エコツーリズム推進法第9条第4項の規定に基づき定める条例が、市町村条例でなく県条例である場合の取扱いが記載されていない。	1	エコツーリズム推進法では、市町村ごとに条例を定めること としているため、本施行規則案においても、県条例について は扱いません。
特定事業者	特定事業者の概念なり役割についての規定がなく曖昧。対象者の資格等を明記すべき。		特定事業者の定義は、法律本文において規定されていることから、本施行規則案において規定する必要がないと考えております。
特定自然観光資源	特定自然観光資源たるものの概念はローカルルールでの判断 に委ねられており、その妥当性を検証するスキームが用意さ れていない。何らかのスキームを用意する必要がある。	1	特定自然観光資源の指定の前提となるエコツーリズム推進全 体構想は、地域の様々な主体が参加し検討、作成された上で 主務大臣の認定を受ける必要があります。 これらの過程において、特定自然観光資源の妥当性が検証さ れることになります。

2. その他(エコツーリズム推進法施行規則(案)以外)の意見(8件)

意見等の概要(項目のみ)	数	意見に対する考え方
エコツーリズム推進法制定前にパブリックコメントが行われるべきだった。	1	エコツーリズム推進法施行規則以外の事項についての御意見 でしたので、今回のパブリックコメントの対象外になりま す。
特定自然観光資源への立入りの制限は、原則立入自由のネガティブ規制であるべき。	1	
罰則規定がエコツーリズム推進法第19条に依りながら、罰則が適用される行為の対象範囲は市町村の恣意的指定に任せられている。	1	
罰則が、同種の条例と比較して重すぎる。	1	
同類の自然観光資源であっても、特定自然観光資源に指定された区域では罰則が適用され、特定自然観光資源に指定されない区域では無罪という事態が生じうる。本来、この種の規制は、自治体の横出し条例を可能とする大枠の規定にとどめるべきだった。	1	
エコツーリズム推進の取組における科学的・実証的検証姿勢が不足している。	1	
エコツーリズムについては、そもそも実施しないことも含めた抜本的な 見直しをすべき。環境省のスタンスに疑問がある。	1	
必要なのは自然環境教育であって、そうした教育を無理に観光産業の推進と結びつける必要は全くない。	1	